参考資料１

○津山市斎場条例

平成２３年３月２４日
津山市条例第９号

津山市斎場条例（昭和４８年津山市条例第３３号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）の規定に基づく火葬の施設として、津山市斎場（以下「斎場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
津山市総合斎場	津山市小田中１１１５番地
津山市加茂町斎場	津山市加茂町宇野２２００番地１

（斎場の管理）

第３条　斎場の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年津山市条例第１００号。第５条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第４条　前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　火葬及びこれに付随する業務

（２）　斎場の施設又は設備の維持管理に関する業務

（３）　第１２条の規定による入場の拒否及び退場の命令に関する業務

（４）　前３号に掲げるもののほか、斎場の運営に関する業務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の権限）

第５条　指定管理者は、指定が効力を有する間、次条、第７条及び第１２条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第７条第１項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（使用時間等）

第６条　斎場の使用時間及びひつぎの受入時間は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（休場日）

第７条　斎場の休場日は、１月１日から１月３日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

（使用の許可）

第８条　斎場を使用しようとする者は、市長に申請して許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において、斎場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

３　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の許可をしない。

（１）　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（２）　斎場の施設又は設備若しくは器具（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第９条　前条第１項の規定により、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第２に規定する額を使用料として前納しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長において、やむを得ない事情があると認めたときは、使用料の納付を葬儀執行の翌日まで猶予することができる。

３　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において、やむを得ないと認めたときは、全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第１０条　市長は、使用者がその使用料を納付することができない理由があると認めるときは、これを減免することができる。

（使用許可の取消し等）

第１１条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対して使用を制限し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

（１）　この条例、この条例に基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。

（２）　偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

（３）　第８条第３項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（４）　災害その他の事故により使用できなくなったとき。

２　前項に規定する処分によって、使用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

（入場の制限）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

（１）　他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

（２）　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があると認めるとき。

（禁止行為）

第１３条　使用者その他の施設を使用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　許可なくして行う募金その他これに類する行為

（２）　許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

（３）　前２号に掲げるもののほか、規則で定める行為

（原状回復義務）

第１４条　使用者は、斎場の使用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第１１条第１項の規定により使用許可を取り消されたときも、同様とする。

２　市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を使用者から徴収することができる。

（損害賠償）

第１５条　使用者等は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の津山市斎場条例別表第２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付　則（平成２３年１２月２０日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成２４年６月２６日条例第２８号）

この条例は、平成２４年７月９日から施行する。

付　則（平成２５年１２月２５日条例第５１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の津山市斎場条例別表第２の規定は、平成２６年４月１日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定について適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付　則（平成２７年７月７日条例第３３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年１０月１日から施行する。ただし、第１１条第１項及び第１４条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の津山市斎場条例別表第２の規定は、平成２７年１０月１日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定について適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付　則（平成３１年３月１９日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。ただし、第３条、第４条、第１１条第２項、第１３条及び第１４条第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の津山市斎場条例別表第２の規定は、平成３１年１０月１日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定について適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付　則（令和２年３月１７日条例第５号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

１　津山市総合斎場

区分			使用時間	受入時間
火葬場			９時から１８時まで	１０時から１６時まで
告別式場	告別式	午前の部	９時から１３時まで	９時から１７時まで
		午後の部	１３時から１７時まで	
	通夜		１７時から翌日９時まで	
霊安室			終日	９時から１７時まで

２　津山市加茂町斎場

区分			使用時間	受入時間
火葬場			９時から１７時まで	１０時から１５時まで
告別式場	告別式	午前の部	９時から１３時まで	９時から１７時まで
		午後の部	１３時から１７時まで	
	通夜		１７時から翌日９時まで	

備考　告別式場は、食事の場に使用することができない。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（１）　当日他に火葬又は告別式場の使用申込みがないとき。

（２）　他に場所を求めることができないと認めるとき。

別表第２（第９条関係）

１　津山市総合斎場

種別		単位	金額	
			市内	市外
火葬等	大人	１体	１３，０００円	５０，０００円
	小人	１体	７，８００円	３３，０００円

	死産児		1胎	6，500円	22，000円
	その他		1件	2，420円	11，000円
告別式場	第1	昼間	1回	11，330円	22，660円
		夜間	1回	16，990円	33，990円
	第2	昼間	1回	9，060円	18，120円
		夜間	1回	9，060円	18，120円
和室	昼間		1室 1回	5，660円	11，330円
	夜間		1室 1回	8，490円	16，990円
霊安室	24時間以内		1体	1，070円	2，150円
	超過使用料		1時間	50円	110円
祭壇等備品一式	告別式場	第1	1回	26，970円	53，940円
		第2	1回	10，780円	21，570円
	和室		1回	16，180円	32，360円

備考

1　小人とは、満12歳以下の者をいう。

2　その他とは、身体の一部分、後産及びこれに付随する汚物をいう。

3　市内とは、死亡者（死産児については、その父又は母）が死亡時に津山市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、市外とは、市内以外の場合をいう。

4　昼間の使用1回とは、9時から13時まで又は13時から17時までを単位とし、夜間の使用1回とは、17時から翌日9時までを単位とする。

5　超過使用料とは、24時間を超えて使用した時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）1時間当たりの使用料の額をいう。

2　津山市加茂町斎場

種別		単位	金額	
			市内	市外
火葬等	大人	1体	13，000円	50，000円
	小人	1体	7，800円	33，000円
告別式場	昼間	1回	5，660円	11，330円
	夜間	1回	8，490円	16，990円
祭壇		1回	16，990円	33，990円

備考

1　小人とは、満12歳以下の者をいう。

2　市内とは、死亡者が死亡時に津山市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、市外とは、市内以外の場合をいう。

３　昼間の使用１回とは、９時から１３時まで又は１３時から１７時までを単位とし、夜間の使用１回とは、１７時から翌日９時までを単位とする。

参考資料２

市加入保険の概要

【加入対象施設】　　津山市総合斎場

１）火災保険等

（保 険 の 名 称）建物総合損害共済

（保険の適用範囲）火災、落雷、風・水・雪災等

（免　責　事　項）損害額 ５万円未満の事案、ほか　　＊別紙資料参照

（共 済 責 任 額）津山市総合斎場　　７９，３０４万円（R6.6.1～R7.5.31）

２）賠償補償保険

（保 険 の 名 称）市民総合賠償補償保険

（保険の種類及び支払限度額）

賠償責任保険

【支払限度額】＊自然災害は除く

①身体事故について

１名につき	１億円
１事故について	１０億円

②財物事故について

１事故について	２，０００万円

補 償 保 険

【支払限度額】

①死亡・後遺障害保険金

死亡について	１００万円
後遺障害について	程度に応じて死亡保険金額の４％～１００％
②入院補償保険金	入院日数に応じて１万円～１５万円
③通院補償保険金	通院日数に応じて１万円～６万円

（通院６日目から支払対象）

指定管理者が行う自主事業は保険の適用外